

逗子市訪問型サービス（独自）サービスコード表【令和3年4月～】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A 2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,176単位	1,176	1月につき
A 2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 39単位	39	1日につき
A 2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,349単位	2,349	1月につき
A 2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77単位	77	1日につき
A 2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,727単位	3,727	1月につき
A 2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 123単位	123	1日につき
A 2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅳ) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで 268単位	268	1回につき
A 2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅴ) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) ※1月の中で全部で8回まで 272単位	272	
A 2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅵ) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) ※1月の中で全部で12回まで 287単位	287	
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費 (独自) (短時間サービス) 事業対象者・要支援1・2 (20分未満) ※1月の中で22回まで 167単位	167	
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1日につき
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A 2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算	
A 2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算	
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	
A 2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の1/1000加算	